

分別・収集体制素案について（詳細）

資料 2－2

2. 分別・収集体制素案

1) 可燃ごみ

現状の分別区分及び処理体制と、調整の方向性、統一案を下表に示します。名称と排出内容を調整・統一します。

表 1.1 可燃ごみの分別区分及び収集体制

可燃ごみ		
	上尾市	伊奈町
名称	可燃物（燃えるごみ）	可燃ごみ
内容 (例)	・生ごみ ・木、枝、板、落ち葉、雑草 ・革製品 ・保冷剤 ・使い捨てカイロ ・紙くず ・布類 ・紙おむつ ・乾燥剤 ・プラスチック製容器包装	・生ごみ ・草花、ワラくず、枝木 ・皮製品 ・保冷剤 ・使い捨てカイロ ・紙くず ・衣類(再利用できないもの) ・紙おむつ ・乾燥剤
方 排 法 出	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/週 2 回収集	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/週 2 回収集
処 理 工 程		

表 1.2 可燃ごみの調整の方向性及び統一案

検討項目	調整の方向性	統一案
分別区分の名称	名称が異なっている。両市町とも「可燃」という言葉を用いていることから、「可燃ごみ」に統一する方向で検討する。	可燃ごみ
排出内容・ルール	プラスチック製容器包装（上尾市）は、新たに分別する。	プラスチック製容器包装を除く可燃物（可燃ごみ）と同様
排出方法（容器）	両市町とも透明・半透明袋であるため、調整不要。	透明・半透明の袋に入れて排出

2) 不燃ごみ

現状の分別区分及び処理体制と、調整の方向性、統一案を下表に示します。

表 2.1 不燃ごみの分別区分及び収集体制

不燃ごみ		
名称	上尾市 金属・陶器	伊奈町 不燃ごみ
内容 (例)	・陶器くず（植木鉢・茶碗・皿など） ・傘 ・包丁 ・鍋 ・扇風機（60cm×30cm×30cm以内） ・炊飯器（60cm×30cm×30cm以内） ・ハンガー ・電球（ソケットなどが金属のため）	・陶磁器等 ・傘 ・包丁 ・鍋 ・扇風機（45ℓポリ袋の口が結べる大きさ） ・炊飯器（45ℓポリ袋の口が結べる大きさ） ・ハンガー ・ガラス ・小型家電
方 排 法 出	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/月1回収集	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/月2回収集
処 理 工 程		

表 2.2 不燃ごみの調整の方向性及び統一案

検討項目	調整の方向性	統一案
分別区分の名称	可燃ごみと対比させ、「不燃ごみ」に統一する方向で検討する。	不燃ごみ
排出内容・ルール	ガラス（上尾市）は、ビン類の資源化を促進するため、不燃ごみとして排出することに変更する。 小型家電（伊奈町）は、収集方法等を検討中。	小型家電（伊奈町）を除く金属・陶器（不燃ごみ）
排出方法（容器）	両市町とも透明・半透明袋であるため、調整不要。	透明・半透明の袋に入れて排出

3) 飲料缶・スプレー缶

現状の分別区分及び処理体制と、調整の方向性、統一案を下表に示します。

表 3.1 飲料缶・スプレー缶の分別区分及び収集体制

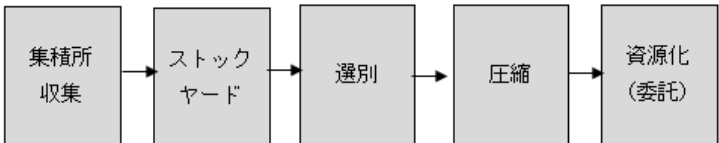
飲料缶・スプレー缶		
名称	上尾市 飲料缶・スプレー缶	伊奈町 カン
① 内容	・スチール缶 ・アルミ缶 ・スプレー缶、カセットボンベ	・スチール缶 ・アルミ缶 ・スプレー缶、カセットボンベ
方 法 出	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/月 1 回収集 ※スプレー缶・カセットボンベは中身を使い切って、穴をあけない。 ※スプレー缶は、飲料缶とは別の透明な袋で排出。	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/月 2 回収集 ※スプレー缶・カセットボンベは中身を使い切って、穴をあけない。
処 理 工 程		

表 3.2 飲料缶・スプレー缶の調整の方向性及び統一案

検討項目	調整の方向性	統一案
分別区分の名称	名称が異なっている。具体的な品目がイメージできる名称とすることが望ましいため、「飲料缶・スプレー缶」に統一する方向で検討する。	飲料缶・スプレー缶
排出内容・ルール	両市町とも同じ内容・ルールであるため、調整不要。	両市町の現状のとおり
排出方法（容器）	両市町とも透明・半透明袋であるため、調整不要。 上尾市では、スプレー缶と飲料缶を別の袋に入れて排出しているため、新資源化施設の処理形式に併せて決定するように検討を進める。	透明・半透明の袋に入れて排出

4) ペットボトル

現状の分別区分及び処理体制（第3回検討会議資料）と、調整の方向性、統一案を下表に示します。

表 4.1 ペットボトルの分別区分及び収集体制

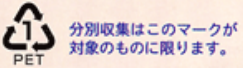
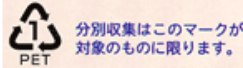
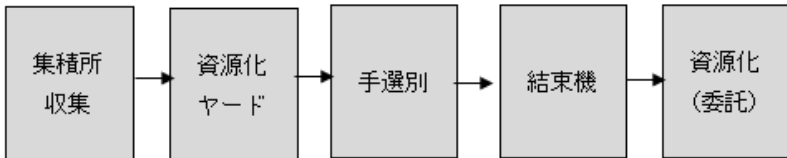
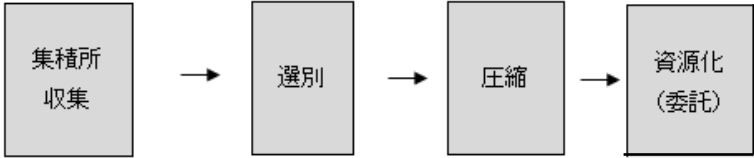
ペットボトル		
名称	上尾市 ペットボトル	伊奈町 ペットボトル
内容 (例)	・ペットボトル (飲料用、酒類用、調味料用等) 	・ペットボトル (飲料用・酒類用・調味料用等) 
排出方法	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/月2回収集	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/月2回収集
処理工程		

表 4.2 ペットボトルの調整の方向性及び統一案

検討項目	調整の方向性	統一案
分別区分の名称	両市町とも同じ名称であるため、調整不要。	ペットボトル
排出内容・ルール	両市町とも同じ内容・ルールであるため、調整不要。	【ルール】PET マークのついているもの ※両市町の現状のとおり
排出方法（容器）	両市町とも透明・半透明袋であるため、調整不要。	透明・半透明の袋に入れて排出

5) ビン

現状の分別区分及び処理体制と、調整の方向性、統一案を下表に示します。現在の伊奈町の分別区分及び収集体制に統一する方向で検討し、新資源化施設の処理形式と併せて調整します。

ガラス／ビン		
名称	上尾市 ガラス	伊奈町 透明ビン・色付ビン
内容 (例)	・ビン類 ・割れガラス ・鏡	・透明なビン (めんつゆ、インスタントコーヒー、ジュースのビン等) ・色のついているビン (ドリンク剤、酒、ジュースのビン等) ※透明ビンと色付きビンは別日で収集している。 ※ガラスは不燃ごみとしている。
方 法 出	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/月1回収集 ※割れガラスは新聞紙などでくるんで、透明または半透明の袋に入れ、「ガラス」と表示する。 ※鏡は枠を取り外して排出	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/月1回収集
処 理 工 程		

表 5.2 ビンの調整の方向性及び統一案

検討項目	調整の方向性	統一案
分別区分の名称	資源化を促進するためビンのみを透明ビンと色付ビンに分けて分別することから、現在伊奈町にて使っている名称「透明ビン・色付ビン」に統一する方向で検討する。	透明ビン・色付ビン
排出内容・ルール	割れガラス及び鏡（上尾市）は、不燃ごみとして排出することに変更する。	現状の伊奈町の内容のとおり
排出方法（容器）	両市町とも透明・半透明袋であるため、調整不要。	透明・半透明の袋に入れて排出

6) 紙類・布類

現状の分別区分及び処理体制と、調整の方向性、統一案を下表に示します。

表 6.1 紙類・布類の分別区分及び収集体制

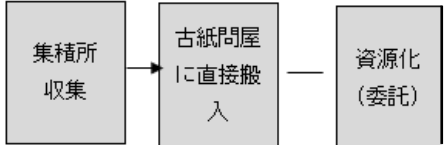
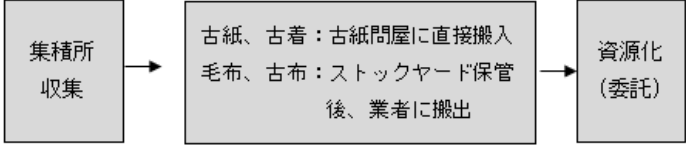
紙類・布類		
	上尾市	伊奈町
名称	紙類・布類	古紙・古着
内容 (例)	・新聞紙 ・雑誌・雑がみ ・段ボール ・布類・古着	・新聞（チラシ含む） ・雑誌（百科事典・単行本等含む） ・ダンボール ・古着 ・牛乳パック（洗浄後切り開いたもの）
排出方法	品目ごとに分けて紐で束ねる、布類・古布は透明なビニール袋に入れて集積所に出す/月1回収集	品目ごとに分けて紐で束ねる、古布は透明または半透明なビニール袋に入れて集積所に出す/月2回収集
処理工程	 <pre> graph LR A[集積所 収集] --> B[古紙問屋に直接搬入] B --> C[資源化(委託)] </pre>	 <pre> graph LR A[集積所 収集] --> B[古紙、古着：古紙問屋に直接搬入 毛布、古布：ストックヤード保管 後、業者に搬出] B --> C[資源化(委託)] </pre>

表 6.2 紙類・布類の調整の方向性及び統一案

検討項目	調整の方向性	統一案
分別区分の名称	名称が異なっている。住民にわかりやすい名称にするため、「紙類・布類」に統一する方向で検討する。	紙類・布類
排出内容・ルール	牛乳パックは、上尾市では拠点回収、伊奈町では古紙・古着として収集しているが、収集及び処理工程に大きな影響はないことから、調整不要。	現状の両市町の排出内容のとおりに
排出方法（容器）	両市町とも紙類は品目ごとに紐で束ねるため、調整不要。	品目ごとに分けて紐で束ねる（布類・古布は未定）

7) プラスチック製容器包装

現状の分別区分及び処理体制と、調整の方向性、統一案を下表に示します。

表 7.1 プラスチック製容器包装の分別区分及び収集体制

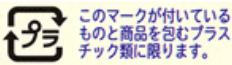
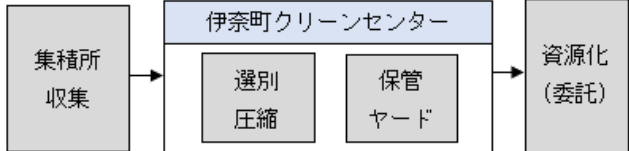
プラスチック製容器包装		
	上尾市	伊奈町
名称	(分類なし)	プラスチック製容器包装
内容 (例)	(可燃ごみとして排出)	・ ペットボトルのキャップ・ラベル ・ 食品包装用のラップフィルム・トレー ・ シャンプー、サラダ油、洗剤等の容器 ・ 菓子の袋等 
排出方法	－	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す/週 1 回
処理工程	－	

表 7.2 プラスチック製容器包装の調整の方向性及び統一案

検討項目	調整の方向性	統一案
分別区分の名称	「プラスチック製容器包装」とする。	プラスチック製容器包装
排出内容・ルール	現在の伊奈町の排出内容・ルールを適用する。	【ルール】 プラマークのついているもの ・ ペットボトルのキャップ・ラベル ・ 洗剤等の容器 等
排出方法（容器）	現在の伊奈町の排出方法（容器）を適用する。	透明・半透明の袋に入れて排出

※ただし、国の方針に併せてプラスチック製品を分別する場合は、柔軟に対応する。

8) 牛乳パック

現在の上尾市の拠点回収は継続し、両市町で調整・統一しないものとします。

表 8.1 牛乳パックの分別区分及び収集体制

牛乳パック		
	上尾市	伊奈町
	牛乳パック	古紙・古着
内 容 (例)	・牛乳パック（切り開いてよく乾かしてから排出）	（古紙・古着と同じ日に排出） ※ほかの紙類とは分別する。
方 排 法 出	市の公共施設にある回収箱に排出	品目ごとに分けて紐で束ねる、古布は透明または半透明なビニール袋に入れて集積所に出す/月2回収集
処 理 工 程		

表 8.2 牛乳パックの調整の方向性

検討項目	調整の方向性
分別区分の名称	牛乳パックは、上尾市では拠点回収、伊奈町では古紙・古着として収集しているが、現在の分別・収集体制を継続する方向で検討する。
排出内容・ルール	
排出方法（容器）	
収集方法（集積所等）	
収集回数及び混載の有無	

9) 蛍光管・水銀計・電球

現在の上尾市の拠点回収は継続し、両市町で調整・統一しないものとします。

表 9.1 蛍光管・水銀計・電球の分別区分及び収集体制

有害ごみ		
名称	上尾市 有害ごみ	伊奈町 蛍光管・水銀計・電球
内容 (例)	・蛍光管（丸管・直管等） ・水銀体温計 ・廃乾電池（コイン電池含む）	・蛍光管（丸管・直管等） ・水銀計（水銀体温計等） ・電球（白熱灯・豆電球等）
排出方法	各地区の公民館、市の公共施設に設置してある専用回収箱に、袋から出して入れる。水銀体温計は「水銀計」と明記して袋に入れて出す。	役場にある専用回収箱に入れる、または、割れないようにケースなどに入れて集積所に出す／年2回収集
処理工程		

表 9.2 蛍光管・水銀計・電球の調整の方向性

検討項目	調整の方向性
分別区分の名称	蛍光管・水銀計・電球は、上尾市では拠点回収、伊奈町では拠点回収と併せて蛍光管・水銀計・電球として収集しているが、現在の分別・収集体制を継続する方向で検討する。
排出内容・ルール	
排出方法（容器）	
収集方法（集積所等）	
収集回数及び混載の有無	

10) 廃乾電池

現在の上尾市の拠点回収は継続し、両市町で調整・統一しないものとします。

表 10.1 廃乾電池の分別区分及び収集体制

廃乾電池		
	上尾市	伊奈町
名称	有害ごみ	廃乾電池
内容 (例)	・アルカリ電池 ・マンガン電池 ※ボタン電池は、市では回収していない。 ※ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池（小型充電式電池）は回収協力店へ引き渡す。	・アルカリ電池 ・マンガン電池 ・ボタン電池 ・ニカド電池 ・リチウムイオン電池
排出方法	各地区の公民館、市の公共施設に設置してある専用ケースに排出 ※小型充電式電池は回収協力店にある回収ボックスへ。	役場などにある専用回収ボックスに排出、または、透明若しくは半透明の袋に入れて集積所に出す／年2回収集
処理工程		

表 10.2 廃乾電池の調整の方向性

検討項目	調整の方向性
分別区分の名称	上尾市では「有害ごみ」として拠点回収し、伊奈町では拠点回収と併せて「廃乾電池」という名称で収集しているが、現在の分別・収集体制を継続する方向で検討する。
排出内容・ルール	
排出方法（容器）	
収集方法（集積所等）	
収集回数及び混載の有無	

11) ライター

現在の上尾市の拠点回収は継続し、両市町で調整・統一しないものとします。

表 11.1 ライターの分別区分及び収集体制

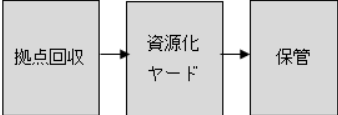
ライター		
名称	上尾市 (分類なし)	伊奈町 ライター
内容 (例)	・ライター ・着火器具	・ライター ・着火器具
排出方法	市役所、各支所・出張所、消防署にある専用回収箱で拠点回収	透明、もしくは半透明の袋に入れて排出/年2回
処理工程		

表 11.2 ライターの調整の方向性

検討項目	調整の方向性
分別区分の名称	上尾市では「ライター」として拠点回収し、伊奈町では拠点回収と併せて「ライター」として収集しているが、現在の分別・収集体制を継続する方向で検討する。
排出内容・ルール	
排出方法（容器）	
収集方法（集積所等）	
収集回数及び混載の有無	

12) 粗大ごみ

現状の分別区分及び処理体制と、調整の方向性、統一案を下表に示します。

表 12.1 粗大ごみの分別区分及び収集体制

粗大ごみ		
名称	上尾市 粗大ごみ	伊奈町 粗大ごみ
内容 (例)	60cm×30cm×30cmを超えるごみ ・自転車 ・ガス給湯器 ・ソファ ・タンス ・机 ・椅子	45ℓポリ袋の口が結べない大きさのごみ ・自転車 ・ガス給湯器 ・ソファ ・タンス ・机 ・椅子類
排出方法	個別有料収集、自己搬入	個別有料収集、自己搬入
処理工程	西貝塚環境センター ヒット (保管) 破碎 磁力等による 選別 → 鉄、アルミ：再資源化 可燃：可燃ピット 残渣：埋立	伊奈町クリーンセンター ヒット (保管) 破碎 磁力等による 選別 → 鉄、アルミ：再資源化 可燃：可燃ピット 残渣：埋立

表 12.2 粗大ごみの調整の方向性

検討項目	調整の方向性
分別区分の名称	両市町とも同じ名称であるため、調整不要。
排出内容・ルール	上尾市では「60cm×30cm×30cmを超えるごみ」、伊奈町では「45ℓのポリ袋の口が結べない大きさのごみ」としている。「不燃ごみ」の規定と併せて、統一する。
排出方法（容器）	(該当なし)
収集方法（集積所等）	両市町とも個別有料収集または自己搬入であるため、調整不要。
収集回数及び混載の有無	両市町とも申込制であるため、調整不要。

13) 小型家電

現状の分別区分及び処理体制と、調整の方向性を下表に示します。

表 13.1 小型家電の分別区分及び収集体制

小型家電				
	上尾市		伊奈町	
名称	充電式小型家電		不燃ごみ	
内容 (例)	・デジタルカメラ ・ビデオカメラ ・CD プレーヤー ・デジタルオーディオプレーヤー ・ゲーム機 ・電子辞書 ・IC レコーダー ・携帯電話		・デジタルカメラ ・ビデオカメラ ・CD プレーヤー ・デジタルオーディオプレーヤー ・ゲーム機 ・電子辞書 ・IC レコーダー ・携帯電話	
排出方法	透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す／月 1 回収集 または 市役所、各支所・出張所にある小型家電回収ボックスに排出		不燃ごみとして排出 (透明、もしくは半透明の袋に入れて集積所に出す／月 2 回収集)	
処理工程	集積所 収集 → 選別 → 保管 → 資源化 (委託)		集積所 収集 → 選別 → 保管 → 資源化 (委託)	

表 13.2 小型家電の調整の方向性

検討項目	調整の方向性
分別区分の名称	上尾市は拠点回収と含めて、令和 3 年 7 月から小型家電の集積所回収を開始している。伊奈町においては、小型家電の取扱を調整中であるため、継続して検討する。
排出内容・ルール	
排出方法（容器）	
収集方法（集積所等）	
収集回数及び混載の有無	